平成２７年（再イ）第２４号
兵庫県芦屋市大東町15番５―301号
再生債務者　山根由紀子
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月９日まで
平成27年６月18日　神戸地方裁判所尼崎支部
平成２７年（再イ）第２号
岡山県倉敷市藤戸町藤戸1505番地４
再生債務者　佐々木千恵子
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月９日まで
平成27年６月18日　岡山地方裁判所倉敷支部
平成２７年（再イ）第１６号
北九州市小倉北区竪町１丁目５番８―1001号
再生債務者　宮本　達也
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月９日まで
平成27年６月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２７年（再イ）第５号
秋田市新屋日吉町25番７号、居所福島県南相馬市原町区錦町１―88
再生債務者　浅野　　環
1　決議に付する再生計画案　平成27年５月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月10日まで
平成27年６月19日
秋田地方裁判所民事第２部
平成２７年（再イ）第５号
北九州市八幡西区西鳴水２丁目２番30―1401号
再生債務者　樋口真紀子
1　決議に付する再生計画案　平成27年５月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月10日まで
平成27年６月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２７年（再イ）第１５号
広島市南区元宇品町25番１―312号
再生債務者　平佐　拓己
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月17日まで
平成27年６月19日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第１７７号
大阪府南河内郡太子町大字春日159番地の１―208号、再生計画認可決定時の住所大阪府藤井寺市国府３丁目６番48号
再生債務者　峯嶺あゆみ
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年10月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年６月18日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１７号
大阪市東淀川区上新庄３丁目５番９―1002号
再生債務者　城　　清孝
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月16日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月21日から平成27年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１号
佐賀県鳥栖市元町1223番地１　エバーライフ鳥栖２―705
再生債務者　西牟田正男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年７月９日まで
平成27年６月18日
佐賀地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００００１号
東京都北区上十条１―９―18―1007
再生債務者　山本小百合
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月18日
東京地方裁判所民事第20部
平成２６年（再ロ）第１１号
千葉市若葉区中田町2357番地９
再生債務者　齋藤　雅也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（再ロ）第１０００７号
東京都目黒区目黒３―12―15
再生債務者　湯尻　將人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月18日
東京地方裁判所民事第20部
平成２６年（再ロ）第２号
仙台市青葉区中山４丁目19―15　ラズベリー中山206、再生手続開始決定時の住所岩手県北上市黒岩20地割35番地57
再生債務者　伊藤　公彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月19日　盛岡地方裁判所花巻支部

厚生年金基金分割公告

東京都電機厚生年金基金は分割の認可を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第116条、並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第41条の２第２項の規定により次のとおり公告する。
1、分割認可年月日　平成27年６月１日
2、分割により設立された基金の名称及び所在地
第二東京都電機厚生年金基金　東京都文京区湯島三丁目15番５号
平成 27 年 6 月 29 日
東京都文京区湯島三丁目15番５号
東京都電機厚生年金基金
理事長　渡邊　　清

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。
ついては、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　河北新報
掲載年月日　平成二十七年六月九日
掲載頁　二十七頁
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十七年六月二十九日
仙台市若林区卸町東二丁目二番三二号
（甲）仙台和光純薬株式会社
代表取締役　太田　三郎
仙台市若林区卸町東二丁目二番三二号
（乙）仙台和光ＨＤ株式会社
代表取締役　太田　三郎